

「企業の教育への積極的な関与を 促進するための税制上の所要の措置」 ご利用ガイドブック

目次

1. 制度の概要	2
2. 寄附金募集までの流れ	3
<手順1 学校法人設立準備法人から文部科学省又は都道府県への書類提出>	3
<手順2 学校法人設立準備法人から財務省への書類提出>	5
<手順3 指定寄附金の募集>	6
3. お問い合わせ先	7

(令和5年7月20日公表版)

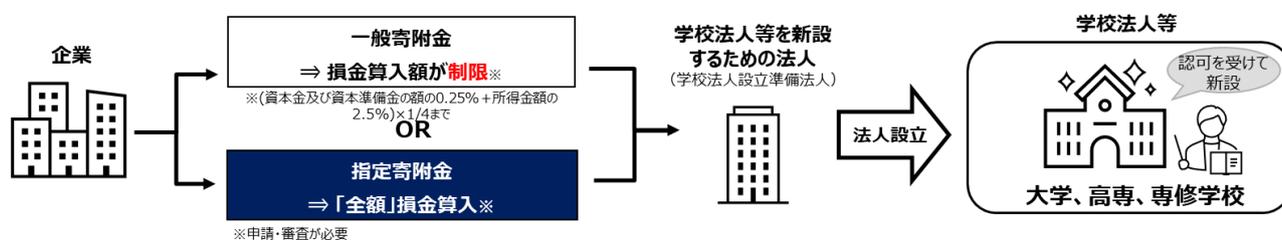
1. 制度の概要

- 学校法人等を新設するための費用に充てられる企業等が支出する寄附金について、一定の要件を満たすものは、個別審査を経ずに指定寄附金（全額が損金算入）の対象となります。
- これにより、私立の大学や高等専門学校、専修学校（大学卒業相当）を設置するための企業による寄附を促します。

【対象となる寄附金の要件】

- ① 私立の大学、高等専門学校又は専修学校（大学卒業相当）（以下「大学等」という。）を設置する学校法人等の設立に必要な費用に充てるもの
- ② 財務大臣に対して届出を行った日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に、学校法人設立準備法人に対して支出されるもの
- ③ 当該学校法人等の設立前に学校法人設立準備法人に対して支出される寄附金で、法人税法施行令第 75 条に規定する寄附金に該当するもの
- ④ 設置しようとする大学等が、学校法人設立準備法人の設立後 5 年以内で募集要綱に定める日までに設置認可がされない場合には、当該学校法人の設立及び当該大学等の設置に特に必要となる費用に充てられたものの額を控除した残額について、国又は地方公共団体に寄附するものとして募集するもの

（参考）現行制度の概要



2. 寄附金募集までの流れ

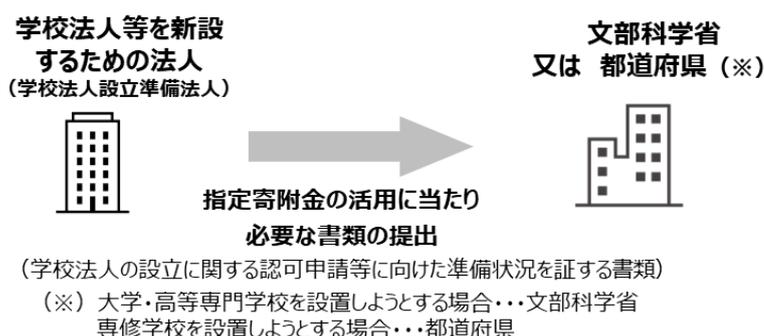
- 本税制を活用いただくためには、①文部科学省又は都道府県への書類提出、②財務省への書類提出、が必要です。寄附金募集までの流れについては、以下の手順1～3をご覧ください。

<手順1 学校法人設立準備法人から文部科学省又は都道府県への書類提出>

- 学校法人設立準備法人は、寄附金の募集につき、あらかじめ、文部科学省（専修学校を設置しようとする場合には、都道府県）に対し、「学校法人の設立に関する認可申請等に向けた準備状況を証する書類」として以下の書類を提出しなければなりません。
- なお、これらの書類の作成に当たっては、「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引（※1）」も適宜参照してください。

（※1）学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1334533.htm



【文部科学省又は都道府県への提出が必要な書類】

- ① 指定寄附金の活用に係る書類の提出について（様式1）（※2）
- ② 設立趣意書（様式任意）
- ③ 設立決議録（議事に関する資料を含む）
- ④ 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類（※3）
- ⑤ 設置する学部等の分野がわかる資料（④に記載があれば省略可）
- ⑥ 設立代表者の履歴書（様式任意）
- ⑦ 銀行口座の通帳の写し
- ⑧ 寄附予定者や寄附金額の見込み等を記載した寄附金募集計画（様式任意）
- ⑨ 寄附金の使途、募集の方法、募集予定期間、募集した寄附金の管理方法等を記載した寄附金募集要綱（様式任意）

(※2)「①指定寄附金の活用に係る書類の提出について(様式1)」は、大学又は高等専門学校を設置しようとする場合には、以下の文部科学省ホームページよりダウンロードし、作成してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1334533.htm

専修学校を設置しようとする場合においても、上記様式をご活用いただき、宛先等を適宜変更していただいた上で、都道府県私立学校主管部課にご提出いただきますようお願いいたします。

(※3)「④ 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類」は、大学又は高等専門学校を設置しようとする場合には、私立学校法施行規則(昭和25年文部省令第12号)第2条第1項第3号に規定する「設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類」を指します。これらの書類は、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年文部省告示第117号)第11条の規定に基づき、文部科学省の示す様式(様式第2-1号)に則って作成してください。

文部科学省の示す様式(様式第2-1号)は、以下の文部科学省ホームページよりダウンロードしてください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/03072801.htm

専修学校を設置しようとする場合には、特段の様式の定めはありませんが、上記の様式を参考にしつつ、設置しようとする専修学校の内容、校地・校舎、役員・評議員の氏名等を明らかにするとともに、設置しようとする専修学校の修業期間を通ずる授業時間数が3,400時間以上であることを明らかにして作成してください。なお、各都道府県において、独自の様式を別途定めることも可能としているため、作成に当たっては、各都道府県のホームページを確認する等ご留意いただきますようお願いいたします。

- 提出先である文部科学省(専修学校を設置しようとする場合には、都道府県)において書類を確認し、問題がなければ、文部科学省(専修学校を設置しようとする場合には、都道府県)から当該学校法人設立準備法人に対し、「指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書」を交付します。

【書類の提出先】

①大学・高等専門学校を設置しようとする場合

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

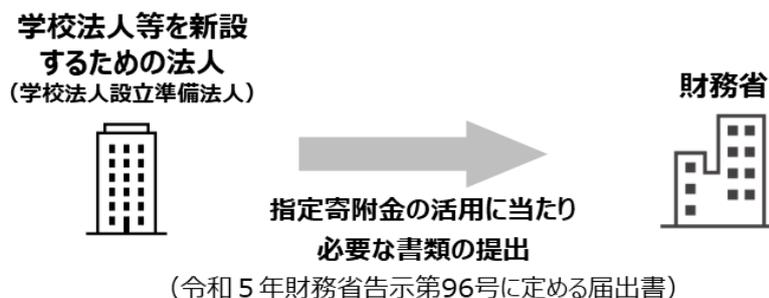
文部科学省 私学部 私学行政課 法規係・企画係 宛て

②専修学校を設置しようとする場合

各都道府県私立学校主管部課

<手順2 学校法人設立準備法人から財務省への書類提出>

- 学校法人設立準備法人は、寄附金の募集につき、文部科学省（専修学校を設置しようとする場合には、都道府県）から「指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書」の交付を受けた後、財務省に対して以下の書類を提出する必要があります。



【財務省への提出が必要な書類】

- ① 学校法人設立準備法人の募集する寄附金に関する届出書（※4）
- ② 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し
- ③ 募集する寄附金の募集要綱
- ④ 届出の日前3月以内に交付された登記事項証明書
- ⑤ 設置認可の申請をする予定の大学等の概要を記載した資料
- ⑥ 大学等の設置認可の申請の準備状況（専修学校にあっては、その申請の準備状況及び専門課程の修業期間を通ずる授業時間数が3,400時間以上であること）について大学等に係る所轄庁の確認を受けたことを証する書類の写し（※5）

（※4）「①学校法人設立準備法人の募集する寄附金に関する届出書」の様式等については、以下の財務省ホームページを御確認ください。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/todokedesho/index.html

(※5) 本届出書には、⑥の書類として、文部科学省（専修学校を設置しようとする場合には、都道府県）の確認を受けた際に交付される「指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書」の写しを添付してください。

- 財務省において所定の届出書に不備がないかを確認でき次第、財務省から当該学校法人設立準備法人に対し、「学校法人設立準備法人の募集する寄附金に関する届出書の受理書」を交付します。
- 財務省からの受理書の交付をもって、学校法人設立準備法人の募集する寄附金は指定寄附金となります。
- なお、財務省に対して「学校法人設立準備法人の募集する寄附金に関する届出書」が提出されてから受理書の交付までの間に寄附がなされた場合であっても、事後的に受理書が交付されれば、当該寄附金は指定寄附金となります。

【書類の提出先】

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1

財務省 主税局 税制第三課 審査係 宛て

<手順3 指定寄附金の募集>

- 指定寄附金は、「学校法人設立準備法人の募集する寄附金に関する届出書」を提出した日から令和10年3月31日までの間に募集することができます。
- また、指定寄附金の募集においては、以下の要件を遵守することが必要です。
 - ① 広く一般に募集すること。
 - ② 募集要綱に、設置しようとする大学等が、学校法人設立準備法人の設立後5年以内で募集要綱に定める日までに認可されない場合には、国又は地方公共団体に寄附する旨を定めていること。
 - ③ 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。

3. お問い合わせ先

内容	お問い合わせ先
制度全般に関して	経済産業省 経済産業政策局 産業人材課 (03-3501-1511 (内線 2671))
指定寄附金の活用に係る文部科学省又は都道府県への書類提出等の手続きに関して	文部科学省 私学部 私学行政課 法規係・企画係 (03-5253-4111 (内線 2532、2533))
指定寄附金の活用に係る財務省への書類提出の手続きに関して	財務省 主税局 税制第三課 審査係 (03-3581-4111)